

版元：独立行政法人労働者健康福祉機構

奈良産業保健総合支援センター

〒630-8115 奈良市大宮町1-1-32

奈良交通第3ビル3F

TEL：0742-25-3100

FAX：0742-25-3101

HP <http://www.nara-sanpo.jp/>

Eメール [info@nara-sanpo.jp](mailto:info@nara-sanpo.jp)

Vol. 25 2016年 春号

奈良さんぽ

# かわら版



奈良産業保健総合支援センター

産業保健相談員 金原清之

(労働安全・衛生コンサルタント)

平成 24 年に大阪市内に本社を持つ校正印刷会社において、多数の死亡者を含む胆管がん発症者が明らかにされたショッキングな事件があり、その後の化学物質に対する認識と対策に大きな変化をもたらしました。

平成 26 年 6 月の労働安全衛生法の改正にはその流れを汲んで化学物質対策の大幅な強化策が盛り込まれたこ

とはご承知のとおりです。

そのような中、昨年末、福井市内の化学工場でオルト・トルイジンなどを扱っていた従業員ら 5 名が膀胱がんを発症していたことが大きくマスコミに取り上げられました。化学物質による健康障害の防止の重要性が改めて思い知らされます。

## 1 化学物質による労働災害発生状況

化学物質（危険物、有害物）による労働災害は、毎年 600～700 件発生していますが、そのうち中毒等の健康障害は約 200 件、平成 26 年は 207 件と報告されています。これらの数字は報告のあった数字であり、その多くは皮膚障害や急性中毒など災害性のものです。慢性中毒はほとんど数字として挙がっていないと思われます。

化学物質は製造業のみでなく多様な業種で、また事業規模の如何にかかわらず広く使用されています。その中で、慢性中毒ましてや職業がんなどの数字が表れないのはどういうことでしょうか。私見ですが、おそらく化学物質の中毒性に対する注意が十分に払われず、見逃されてきているためではないでしょうか。中毒症状が現れてもそれが取扱い物質によるものだと認識されないまま、また、病院にかかったとしても健康保険で治療を受け、労働災害として認識されないまま見過ごされている面が多いと思われます。

## 2 化学物質による健康障害防止対策

化学物質による健康障害防止対策は、取り扱う化学物質が作業者にどのような経過を経て接触・吸収され健康障害を起こさせるかという「発生機序」を考え、化学物質→健康障害という鎖を断ち切ることが対策の基本となります。

紙面の関係で詳細には述べられませんが、概略次のとおりです。

### ① 作業環境管理

- まずは、取扱っている物質の危険有害性を把握して正しい取扱いを行う。
- 有害な原材料の使用を中止する。できないときは有害性の低いものへの代替を考える。
- 工程、設備の改良・改善を図る。
- 設備の密閉化を図る。できないときは開放部分に局所排気装置等を設置する。
- 定期的に作業環境測定を実施し、環境が悪いと判断された場合は改善対策を講じる。



### ② 作業管理

- 作業の方法、手順、位置、時間などを見直し、改善する。
- 保護具の適正な採用、使用、保管を行う。
- 作業主任者、作業指揮者は法定の職務遂行はもちろん、作業中注意を怠らない。

### ③ 健康管理

- 取扱い物質に応じた特殊健康診断を実施するほか、一般健康診断の結果にも留意し、異常所見者に対しては早期に適正な措置をとる。
- 作業者の欠勤、休暇の取得状況等に留意する。できれば疾病統計をとる。

## 3 化学物質のリスクアセスメントの実施

労働安全衛生法の改正により、平成28年6月1日から化学物質のリスクアセスメントの実施が義務付けられます。リスクアセスメントは、作業の中に存在する様々な危険性・有害性を取上げ、それらの大きさを評価して大きいリスクのものから優先的に措置を講じて、リスクを下げてゆくというものです。化学物質とは関係のない一般のリスクアセスメントはかなり普及してきていますが、化学物質についてはその危険有害性を考慮する必要があり、今から準備を整えておく必要があります。

## 4 おわりに

化学物質は、有害性がまだよくわかっていないものも多く、既知のものでも発がん性など新たな知見が見出されたりしていますから、常にその情報を得るようにしておかなければなりません。法規にない物質は有害性がないとか有害性が低いとは決して考えてはいけません。作業主任者など作業の指揮に当たる者や管理者は、日頃から化学物質による健康障害を念頭において細心の注意を怠らないことが重要です。

化学物質による健康障害の予防対策、化学物質のリスクアセスメントの考え方や進め方などについて疑問、質問等があればどうぞ奈良産業保健総合支援センターまでお問い合わせください。

## 産業保健相談のご案内

奈良産業保健総合支援センターでは、産業医学、職場におけるメンタルヘルス・カウンセリング、労働衛生工学、保健指導、労働衛生関係法令に関する様々な問題やご質問等について、専門スタッフが無料でご相談に応じ、解決方法等をアドバイスいたします。（相談内容等に関する秘密は厳守いたします。）

ご相談いただく方法は、来所（面談：事前予約が必要）、電話、ファックス、メールがあります。

また、精神科医師による面談等によるメンタルヘルス相談窓口を定期的に開設しています。日時は、原則、毎月第2及び第4金曜日の午後2時から午後3時までです。（相談員の都合等によって、日時を変更する場合がありますので、事前に当センターホームページ「お知らせ」をご確認ください。）

## 地域産業保健センターのご案内

地域産業保健センターは、原則、労働基準監督署の管轄区域単位に次のとおり1箇所ずつ設置され、産業医の選任義務のない労働者数50人未満の職場の事業者や労働者の皆様に対して、医師・保健師などが健康相談や保健指導等の産業保健サービスを無料で行なっています。

ご利用を希望される場合は、次の各地域産業保健センターのコーディネーターまでご連絡をお願いします。

なお、奈良産業保健総合支援センターのホームページに地域産業保健センターの詳しいご利用案内を掲載していますのでご覧ください。

○北和地域産業保健センター 奈良市柏木町519-7 奈良市医師会館内

コーディネーター 久保一美（☎：070-2153-1823） 医師会☎：0742-33-5235

○葛城地域産業保健センター 大和高田市大中106-2 高田経済会館 北葛城地区医師会内

コーディネーター 宮田 悟（☎：070-2153-1824） 医師会☎：0745-23-2431

○桜井地域産業保健センター 桜井市大字金屋136-1 桜井保健会館 桜井地区医師会内

コーディネーター 中村時雄（☎：080-9048-2238） 医師会☎：0744-43-8766

○南和地域産業保健センター 五條市野原西6-1-18 保健福祉センターカルム五條 五條市医師会

コーディネーター 小林昭生（☎：080-9048-2239） 医師会☎：0747-25-3059

（吉野郡医師会 ☎：0746-34-2353）

## 奈良産業保健総合支援センターからのお知らせ

➤ 奈良産業保健総合支援センターでは、前述の地域産業保健センター事業のほか、以下の業務も行っておりますので、積極的にご活用ください。

① 産業保健関係者からの産業保健に係る専門的相談への対応や事業場訪問による実地相談の実施

② 産業保健関係者の専門的・実践的能力向上を図るための研修会の開催

- ③ メンタルヘルス対策を普及促進するため、メンタルヘルス対策促進員の事業場訪問によるメンタルヘルス対策導入等（ストレスチェック制度に関する事項を含む。）の取組に対する支援の実施
- ④ メンタルヘルス教育の継続的な実施を普及するため、管理監督者等を対象としたメンタルヘルス教育の実施方法についての支援
- ⑤ インターネットホームページやメールマガジンによる産業保健に関する情報の提供、リーフレット等による広報の実施
- ⑥ 事業者、労働者を対象とした啓発セミナー等の開催

➤ ストレスチェック制度関連情報

- ① 事業者向けの厚生労働省版「ストレスチェック実施プログラム」の配布について  
ストレスチェックの受検、個人の結果の出力、集団分析等を簡便に実施できるプログラムを厚生労働省ホームページから無料でダウンロードできます。

URL：<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000104425.html>

※ 実施プログラムは、以下の機能を持っています。

- ① 労働者が画面上でストレスチェックを受けることができる機能
- ② 自動的に高ストレス者を判定する機能
- ③ 個人のストレスチェック結果を出力する機能
- ④ 集団ごとのストレスチェック結果を集計・分析する機能
- ⑤ 労働基準監督署へ報告する情報を表示する機能・・・などです。

※ 実施プログラム利用に関するコールセンター開設

電話番号：0120-65-3167（フリーダイヤル）

開設時間：平日の10:00～17:00（祝日等は除く。）

- ② 厚生労働省ホームページ「ストレスチェック等の職場におけるメンタルヘルス対策・過重労働対策」では、以下のようなストレスチェック制度関連情報が満載されています。

URL：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/>

- ・労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル
- ・長時間労働者、高ストレス者の面接指導に関する報告書・意見書作成マニュアル
- ・ストレスチェック制度Q&A（平成28年2月8日更新）
- ・職業性ストレス簡易調査票（57項目）
- ・ストレスチェック制度実施規程（例）・・・その他、パンフレット等多数掲載

- メールマガジンを月1回発行しています。産業保健に関する最新ニュースや行政の動き、研修会の開催予定等役立つ情報をお届けしますので、アドレスのご登録をお願いします。

〒630-8115 奈良市大宮町1丁目1番32号 奈良交通第3ビル3階

独立行政法人労働者健康福祉機構 奈良産業保健総合支援センター

電話：0742-25-3100 FAX：0742-25-3101

Eメール：info@nara-sanpo.jp